

上富良野町告示第 35 号

一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、平成 29 年度及び平成 30 年度において、上富良野町が発注する工事又は製造の請負、その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請等について、次のとおり定める。

平成 29 年 6 月 28 日

上富良野町長 向 山 富 夫

第 1 資 格

1 基本的資格要件

上富良野町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者であってはならない。

2 契約の種類による資格要件

- ア 物品の購入及びその他に係る契約についての申請であること。
- イ イベント・舞台・音響設備等の実績があること。
- ウ 平成 29 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。

3 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成 29 年度及び平成 30 年度とする。

第 2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者になったとき。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) 上富良野町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例（平成 18 年上富良野町条例第 19 号。）第 6 条の規定に基づき、町長が当該資格の取消しの決定をしたとき。
- (5) その他第 1 の 2 に定める要件を欠くに至ったとき。

第 3 資格審査の申請の時期、方法等

1 申請の時期

- (1) 平成 29 年 7 月 3 日（月）から同年 7 月 10 日（月）までとする。
- (2) 特に町長が必要と認めた者については、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 申請書類

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書
- (イ) 登記事項証明書・・・・・・・・・・法人のみ
- (ウ) 許可、登録証明書・・・・・・・・・・各証明書のコピー
- (エ) 納税状況確認同意書（町独自様式）

(オ) 納税証明書（未納がないことの証明）

- ・国 税～法人税、消費税及び地方消費税、所得税

納税証明書の種類…法人事業者 納税証明書その3の3

個人事業者 納税証明書その3の2

- ・道 税～法人道民税、法人事業税、個人事業税

納税証明書の種類…資格審査請求(道税等に滞納がない証明)

- ・市町村税～法人住民税、個人住民税等

町内業者 町税完納証明書(法人の場合は代表者の完納証明書も添付)

町外業者で町内に事業所あり 町税完納証明書

〃 事業所なし 本社所在地の市町村税納税証明書

(カ) 暴力団排除に関する宣誓書及び役員名簿（すべての申請者が提出必要）

(キ) 印鑑証明書

(ク) 委任状、使用印鑑届

(ケ) 印鑑証明書

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 持参もしくは郵送提出とする。ただし、郵送提出の場合は期日の午後5時までには必着とする。

(5) 提出先 上富良野町役場 総務課 財政管理班